

平成22年度第8回

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

兵庫県農業共済会館 4階会議室

平成23年3月4日

公共事業等審査会 事務局

(兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課)

## 公共事業等審査会 会議録

### 1 開 会

(事務局より出席委員の確認、配付資料の確認、審査会の進め方について説明)

会長

皆さん、おはようございます。

本日は、前回の御質問の中身等について追加資料をいただきながら審査をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、先ほど事務局より説明のありました順に議事を進めたいと思いますので、進行にあたりましては、各委員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

では、次第の2(1)前回の審査会で出された質問の追加説明を、右肩に配付資料と書いてある追加資料に沿って担当課長より説明をお願いします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 2 継続事業の協議、審査

(1) 継続事業(西紀ダム事業、金出地ダム事業)の追加説明

事務局

それでは、まず事務局から前回2月23日での審査会の御意見等につきまして、私のほうから簡単にまず御説明させていただきます。

配付資料の - 1の1ページをお開き願います。

前回2月23日の第7回公共事業等審査会で金出地ダム、西紀ダムのダム検証について御説明をさせていただき、それについての御意見等をいただいております。

その主な意見ということで、まず、1.ダム検証についてということで、ダム検討会議での主な意見はどうだったのかということが一点目です。

といたしまして、パブリックコメントの結果はどうであったのかというのが2点目でございます。

それから3点目としましては、ダム検証は、十分に検討はされているとは理解するけども、代替案の選定プロセスに、今回のダム検証の争点である環境が前面に表現されていないのが残念であると、こういう御意見をいただいております。

それから次に、2.西紀・金出地ダム本体の事業評価についての御意見ということで4点を上げております。

まず 点目といたしましては、今回の事業評価は、ダム検証の検討結果を踏まえたものであるため、評価調書の中に検討会議の内容や結果がわかるように整理をすべきであるというのが一点目です。

点目といたしましては、検討会議の現行計画は「ダム＋河道改修」、一方、当審査会での事業評価は、継続事業となっているダム事業のみが対象であり、これらをより明確にした上で、ダムのみによる治水効果をよりわかりやすく記載すべきではないのかということです。

点目といたしまして、西紀ダム、これは水道の利水という機能も書いておりますけれども、費用対効果がどのように扱われているのかをもっと明確にすべきではないのか。

点目といたしまして、付替え道路の法面保護に用いる植物について、ブラックリストに掲載されている種を選定しないよう留意すること。また、特に金出地ダム周辺は、貴重植物も多く生息しており、工事中だけでなく工事完了後もこれらの保全等の取り組みを継続されたいとしております。

この 点目につきましては、2月23日の御意見ではなく、その後、御説明をさせていただきまして、委員のほうからいただいた御意見でございます。

なお、本日出席されている委員の中で前回出席ご欠席であった委員の方々には、前回の内容等について個別に御説明をさせていただいております。

これらの2月23日の主な意見を踏まえまして、担当課長のほうから、それに伴う対応の考え方につきまして御説明させていただきます。

#### 事務局

ダム事業ごとにそれぞれの1から3の項目をまとめて説明いたします。

まず、西紀ダムより御説明いたします。

前回、西紀ダムの検討会議での論点について、資料 - 1の3ページをお開きください。

検討会議での主な意見と対応について、どのような意見だったかということでございます。

まず、コスト面でございます。

「ダムの残事業は33億円であるのに、それを目的別で按分して代替案と比較しておりますけれども、この方法によると、代替案と比べダムが安価になり有利になると考える

と、正しい評価の方法なのか」という御意見がございました。

これにつきましては、今回のダム検証ですが、これまで整備を進めてきたダム事業の代替性を検討することということで、国の基準に従って整備計画の治水・利水の目標を達成するために、ダム事業を含まない代替案と比較して、完成までに要するコスト、実現性、環境への影響等の評価軸により評価しております。それから、国が示した基準では、ダムの目的別に代替案を立案し評価を行うこととされておりまして、これに基づきましてダムの残事業を目的別に按分して評価を行っているということでございます。

それから、環境面でございます。

「貯水池内の低酸素化や富栄養化等について、供用後、留意していく必要がある」という御意見がございました。

対応としましては、供用後の貯水池の貧酸素化の防止など、水質環境に対しても適切な対応を講じていくとしております。

なお、「当資料の1ページのダム検証に関する御意見の中で、ダム検証の争点である環境が前面に表現されていない」という意見が、前回の審査会がございました。これにつきましては、目的別の総合評価の中、それから、全体的な総合評価の中で評価軸の一つとして環境面について記述しております。検討会議の中での意見としても、環境面の側面が議論されております。これについてもパブリックコメントの中でこの議論を紹介しております。

次に3番目の意見でございますが、水道計画についてのものでございます。

「県では既に篠山市に対して県営水道を供給しており、今後、事業の拡大を進めていくと聞いている。西紀ダムについてはその対象地域か」という意見がございました。

これについての考え方ですが、西紀中簡易水道地域は県営水道の拡張計画には含まれておりません。

それから意見の4番目ですが、これも水道計画に関連しまして、「篠山市としては西紀ダム以外での水源開発は非常に大きな支出が必要である。ダム以外での水源の確保は実現できないと考える」という意見がございました。

それから、地元住民の関連からの意見としまして、「遊水地などの代替案の提案に対して、これ以上の用地買収に応じることは難しい」という意見がございました。

次に、パブリックコメントの主な意見等について御紹介します。4ページをお開きください。

パブリックコメントについては、去る2月8日から2月21日まで14日間実施しました。

14人の方から62件の意見をいただいております。14人中12人の方からダム建設の是非に関する意見がございました。12人の内訳でございますが、ダム建設が必要という意見が9人、それからダム建設不要という意見が3人ございました。

具体的な意見の項目ですが、一つは表の中に書かれております、ダム事業継続に賛成する意見が12件。流水の正常な機能の維持に関する意見で、不要ではないかというような意見が3件。環境に関する意見として、ダム計画は自然の環境を破壊するというような意見が2件、水道事業に関する意見として、現在の水源と県水の水利権で対応可能ではないかという意見や水道計画の諸元についての意見が16件ございました。それから、ダム事業継続に反対する意見が4件。ダムの利用に関する意見が1件ございました。

ダムの利用に関する意見につきましては、県・市の考え方としまして、ダムを利用した親水の場の創出については、地域住民、関係市と連携して進めるという考え方をお示ししております。

それから、第6回の検討会議の意見として、対応方針原案に関する意見は特にございませんでした。これに基づきまして、ダム検証の検討による対応方針(案)をお示ししております。5ページをお開きください。

5ページの下の点線の枠で囲った中、これが県の対応方針の素案としてパブリックコメントに提示したものでございます。基本的には、西紀ダム事業を現行計画どおり継続するとしております。

これに対しまして、パブリックコメント、それから第6回の検討会議での意見等を踏まえまして、変更した点を御紹介いたします。上の欄に記載しておりますが、基本的には「西紀ダム事業を現行計画どおり継続する」という県の対応方針(案)に変わりはございません。事業の継続に当たっての留意事項の中で、素案につけておりました「事業期間が長期化していることから、治水・利水両面から早期完成を目指す」という留意事項に加えまして、「ダムを利用した親水活動の場の創出については、地域住民や関係市と連携して進める」という留意事項を追加しております。これが、変更点でございます。

以上で、西紀ダムについての御説明を終わらせていただきます。

それでは続きまして、金出地ダムについて御説明いたします。

金出地ダムにつきましては、まず6ページでございます。検討会議での主な意見と対応について記載しております。

まず、コスト面でございます。

意見 「ダム以外の治水代替案に流水の正常な機能の維持、具体的な河川の維持、そ

れから既存の水利に要するコストを加え評価している、代替案のコストは過大となっている」という意見でございました。

これにつきましては、今回のダム検証でございますが、これまで進めてきたダム事業の代替性を検討することが目的ということで、先ほどの西紀ダムの事例と同じように、ダム事業を含まない代替案と比較して、完成までに要するコスト、実現性、環境への影響等の評価軸を評価することです。

二つ目でございますが、既存の農業用水等を含む流水の正常な機能の維持、これは河川管理者の義務とされております。千種川水系河川整備計画（案）、流水の正常な機能の維持を図るため、流水の正常な機能を損なうことなく、安定的な水利用が可能となるよう努めるという考え方も示した上でそのように進めております。

三つ目でございますが、全国的にも流水の正常な機能の維持に必要な流量を、ダムによらない場合でも河川管理者が確保に努めている事例がございます。ダム以外の治水代替案においても、利水代替案の費用を計上することは妥当であると考えております。

コストについての意見でございます。河道改修計画の工事費が高く見積もられているのではないかと、特に余裕高を見ておりますけれども、その必要がないのではないかと、それから堰の一部費用が高い等の意見がございました。

これにつきましては、まず一つ目でございますが、河川管理施設等構造令では、余裕高を見込むこととなっております。余裕高を考慮する必要があるということを変更して判断し、御説明しております。それから、黒井川の固定堰は、河積を阻害しております。治水上の理由から改築が必要でありまして、堰改築には確実に治水が可能で、実績が多い可動堰を採用するというので、これに必要な費用を積み上げております。

それから四つ目でございますが、検討会議におきまして、コストの算出・手順、それから工事費と主要な工事数量をその分も合わせて提示しておりまして、「ダム＋河道改修案」、それから河道改修単独案について区間ごとの河道幅の差や改修内容の違いについて説明しております。

意見、環境面についての意見でございます。ダム建設による環境への影響を正確に把握し、これが地域の住民に正しく理解されるよう配慮すべきという意見がございました。

これにつきましては、金出地ダムにおいては、平成5年度に環境影響評価を実施しております。この中で環境影響評価技術審査会からおおむね妥当との審査意見を受けておりまして、現在は、この意見書に基づき指導いただきながら、金出地ダム環境保全対策

調整会議で計画を作成し、調査、対策を進めております。

それから、ダム完成後も、地元と知見を共有しまして、協働連携体制を構築し、貴重植物の保全等を計画していると、こういった考えでございます。

意見、地元住民の皆様からの意見でございます。早期の整備効果が期待できる事業、経費や技術面から実現が確かな事業であるということで、現行計画に賛同する意見をいただいております。

次にパブリックコメントの内容でございます。7ページをお開きください。

パブリックコメントは、西紀ダムと同じく、2月8日から2月21日まで14日間実施しました。66人、147件の御意見をいただいております。66人のうち50人の方から、ダム建設の是非に関する意見をいただいております。ダム建設が必要という方が43人、それから、ダム建設不要という考え方が7人の意見でございました。

主な意見の内容ですが、まず、ダム事業継続に賛成する意見が61件ございました。「金出地ダム本体工事の早期着工」、それから「現行計画は最も有効な対策である」という意見でございます。

それから2番目としまして、流水の正常な機能の維持に関する意見が14件ございました。

これについては、「ダム被害の代替案には流水の正常な機能の維持の不要」、それから費用について、「流水の正常な機能の維持を前提に支出すべきではない」という意見でございます。

それから、環境に関する意見としまして、「環境影響を回避・低減する対策を盛り込む必要がある」という意見が13人いました。

それから、総合治水の対策を検討すべきといったような意見が6件、ダム事業継続に反対する意見として7件ございました。これに関しまして、県としましては、例えば環境に関する意見についてですが、事業中及び供用後は地元等と知見を共有し、協働連携体制を構築し、貴重植物の保全、モニタリング等を継続実施し、周辺環境への影響の低減に努めるという考え方をお示しております。

それから、第6回検討会議でのいただいた主な意見でございますが、対応方針（原案）に関する意見として、「文案の記述はわかりにくいので再検討をしてほしい」、それから、「あわせて流水の正常な機能の維持に関する目標を実現するため、堰での解消ですとか、動植物の適正な生息の確保について記載してほしい」という意見がございました。これにつきましては、県の考え方として、改修にあたって、瀬切れの解消、動植

物の適正な生息の場の確保に努めるといった考え方も加えてお示ししております。

次に、ダム検証の検討による対応方針でございます。8ページをごらんください。

金出地ダムにつきましても、パブリックコメントの中で下の点線の枠で囲みました対応方針素案をお示しいたしました。「金出地ダム事業を現行計画どおり継続する」ということでございます。これに対しまして、パブリックコメント、ダム検討会議の中でいただいた意見をもとにしまして、対応方針（案）の中で修正を加えております。基本的に「金出地ダム事業を現行計画どおり継続する」という方針には変わりはありませんが、留意事項としまして、の部分「改修にあたっては、瀬切れの解消、動植物の適正な生息の場の確保に努める」という部分を追加しております。

それから、の中でこれは記述が少し難解であるというお話でしたので、「事業中及び供用後は、地元等と知見を共有するとともに、協働連携体制のもと、貴重植物の保全・モニタリング等を継続実施し、周辺環境への影響の低減に努める」という記述に改めております。

それから といまして、治水対策上の取り組みとしまして、「ダムや河道改修などの河川対策、山林や農地の保全などの流域対策、水位等の情報提供などの減災対策を3つの柱とする総合的な治水対策に取り組む」という項目を追加しております。

以上が金出地ダムについての検討の条件でございます。

会長

ありがとうございました。

前回2月23日に開かれまして、第7回公共事業等審査会で御質問の出ました内容、すなわち検討会議での主な意見と対応について、それからパブリックコメントの主な意見等について、ダム検証検討による対応方針について、この三つについてそれぞれのダムについて御説明をいただきました。

ただいまの御説明に関しまして何か御質問ございませんでしょうか。

委員

6ページですけども、金出地ダムの意見の2のところの余裕高のことですが、これはダムと併用する場合も、ダムを伴わない場合も、同様であると思っておりますがよろしいですか。

事務局

基本的には同様でございます。

会長

ほかにございませんでしょうか。



委員

西紀ダムの場合は、現状で植物や自然環境がどうなっているのかを調査していただき、それが検討会議の資料の中に入っていたのですが、金出地ダムの場合は、現状はどうなっているかという調査はなかったのでしょうか。

事務局

金出地ダムにつきましては、資料の6ページの中で環境のところの意見がございます、環境保全対策調整会議というところで計画作成、調査、対策を進めておりまして、検討会議の中で御説明した資料の中でも、このような調査、対策の経緯はお示ししております。

委員

西紀ダムの場合は、現状はどうなっているかを検討会議で出していただきましたよね。

事務局

はい。

委員

それと同じように金出地ダムの場合も、いろんな植物に対して、実際には移植などいろいろなことをされたわけですね。その結果がどうかということや、現在もそういうものが残っているかどうかという調査があったのかどうかということです。

事務局

報告しております。

委員

わかりました。

会長

どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

委員

費用の関係がいろいろと質問に出ているのですが、ダムと河川整備の補助率は同じなのでしょうか。

事務局

ダムについては2分の1、それから河川についても事業によって異なりますけど同様の補助率となっています。

委員

それを含まれての比較をされているのですか。

事務局

個々での比較は、総事業費についての比較でございます。国費のみについての比較はしておりません。

委員

全体の事業費を比較しており、実際の県の支出額については、比較の対象ではないわけですね。

事務局

国の補助をいただいて、県の本来の費用を加え、その総事業費ということで実施していくものですから、その総事業費で比較するといった考え方でございます。

委員

御質問は、事業費が増えても県の負担が問題なければ、そういう対策をやってもいいのではないかという御議論ではないのですか。だから、ここでは国費、県費を含めた総コストで比較をしており、今進められているわけですね。

事務局

あくまでも全体の事業費です。

会長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

会長

ほかにごございませんでしょうか。

委員

意見の中に、維持用水との関係で、水量が安定するだけでは自然環境は保てない、動植物とも一連の変化そのものがその維持に貢献しているのだというような意見があったかと思いますが、安定的に流量が常に供給される場合に、そういう影響はどのように考えるのか、今後、そういうことも含めたダムによる流量調節を考えて対応していくのか、そのあたりはいかがでしょうか。

事務局

流水の正常な機能の維持ということにつきましては、例えば動植物の生息地、あるいは生育地における流量の確保ということが目的の一つでございます。当然、河川は洪

水や湧水など、365日通してございますが、特に湧水時においても、例えば魚が生息していく、卵を産卵していく、移動できる、そういう最低限の動植物の生息・生育条件を保つことのできる流量を確保するというところでございまして、当然、365日の流量の中でも、湧水の際に補給するという意味合いで流水の正常な機能の維持を抱えておりまして、そのときにダムが補給するという考え方でございます。

委員

ありがとうございます。

会長

それでは、御質問等も一通り出たようでございますので、資料 に関するダムの検証についての質問は終了したいと思います。

それでは引き続きまして、左の 評価調書の修正について説明をお願いします。どうぞよろしくをお願いします。

事務局

それでは、評価調書の修正につきましては資料の - 2 でございます。まず西紀ダムについて御説明いたします。1ページをごらんください。

修正した箇所は、有効性・効率性、それから環境適合性についての部分でございます。赤い枠で囲んでおります。

これにつきましては、先ほどの - 1 の委員の方々からの御意見の中の1ページの資料の中で御指摘がありましたけれども、「評価調書の中に検討会議の内容や結果がわかるように整理する必要がある。それから、「ダム+河道改修案」という検討会議の検証の一方で、事業評価ではダムのみを対象としている、こういったあたりをわかりやすく説明するべきである」ということがございました。それから、「利水についての費用対効果がどのように行われていくのかを明確にすべきである」こういったお話がございました。こういった観点で修正しております。

具体の修正内容でございますが、まず、有効性・効率性の欄でございます。この中で、治水についての記述をしておりますが、「河川改修のみで目標を達成しようとする場合に、改修が必要となる2kmのうち1.8kmの区間は、現況河川断面で目標流量を安全に流下させることができ、浸水戸数を13戸、浸水面積を28ha低減する」、こういった記述を追加しております。こういった記述を追加する中で、検討会議の中では、河川改修案もあわせて検討して、同一のレベルで評価していくということ、この調書の中に記載したわけでございます。

環境面でございますが、ダム湛水などによる自然環境への影響を極力低減するためといった中で、「貴重種（キンラン等）の移植などの環境保全、それから貯水池の貧酸素化の防止など、水質環境に対する適切な対策を講じ、環境保全対策を継続して実施する」といった記述を加えております。

それから、前回の公共事業等審査会において、「費用の負担割合で、治水の比重は高いが、利水の記述が多いのではないか」といったお話もございましたけれども、これに関しましては、非常に地元からの水道事業に関する関心も高いということもあり、また、共同事業としてやっているという経緯もございます。こういった中で、この評価調書の中にはかなり水道に関する記述も入っておりますが、基本的には前回の調書のまま記載させていただいております。

それから、2ページをお開きください。費用対効果についての記述でございます。一番下のB/Cの記述で、治水経済マニュアル（案）に基づき、ダム事業の費用便益算定においては、新規利水、すなわち水道に伴う便益及び費用は考慮していないということで追加記述しております。

資料 - 2の3ページでございます。この部分で西紀ダム検討会議の検討結果の概要ということで、前回の審査会でも概略を御説明しましたが、総合評価の内容について、特に費用的な比較も表の中に入れて記述させていただいております。これにつきましては、前回の審査会の中でも御説明いたしましたので説明は割愛させていただきます。

続いて金出地ダムについての説明でございます。配付資料 - 3をお開きください。

金出地ダムについても、評価結果の説明について有効性・効率性の関係、それから環境適合性について加筆しております。

具体的には、治水の欄の中で括弧書きしておりますけれども、この中の4行目、河川改修についての記述を西紀ダムと同じように追加しております、「8.8kmのうち3.5kmの区間は、現況の河川断面で目標流量を安全に流下させることができ、浸水戸数を16戸、浸水面積を18ha低減する」といった部分を追加しております。

それから環境適合性でございますが、これにつきましても、「貴重種（マヤラン等）の移植など、環境保全対策を行いながら事業を進め、供用後も引き続き、これらの貴重種の保全・モニタリング等を継続実施し、周辺環境への影響の低減に努める」、こういった部分を追加しております。

それから、2ページをお開きください。西紀ダムと同じく金出地ダムの検討会議の検討結果の概要ということでお示ししております。表の1には目的別代替案の組み合わせ

ということで、コスト比較を行った結果をお示ししております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

会長

どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見ございませんでしょうか。

金出地ダムの場合には、西紀ダムの2ページに該当するものは添付されていないわけですか。

事務局

金出地ダムにつきましては、特に水道部分の用途を持っておりませんので、記述が必要ないということで入れておりません。

会長

そうしますと、委員の方は、恐れ入りますが、西紀ダムの2ページに該当するものは、前回の資料を御参照いただきたいということでございます。

御意見ございませんでしょうか。

特にないようでございますので、これで、西紀ダム及び金出地ダム事業の御質問、御意見についての説明・質疑がすべて終了いたしましたので、次に次第2 - (2) 継続事業に係る審議案件の審査に入りたいと思います。

## 2 継続事業の協議、審査

### (2) 継続事業(西紀ダム事業、金出地ダム事業)に係る審査

まず、案件番号1番の西紀生活貯水池建設事業(西紀ダム建設事業)について審査いたします。

継続妥当ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

御意見がないようでございますので、継続妥当と決定いたします。

引き続きまして、案件番号2番でございます。金出地治水ダム建設事業(金出地ダム)につきまして審査いたします。

継続妥当ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは、以上のように決定いたします。どうもありがとうございました。

### 3 公共事業等審査会 審査結果についての協議 会長

それでは、次第3の審査結果の協議に入ります。

お手元の配付資料 公共事業等審査会の審査結果につきましては、委員の方々は既に目を通されていることと思っておりますが、意見を踏まえて事務局で一部修正されているということで、今日お手元には、赤黒の資料 - 1と以前にお配りしました - 2の二つがお手元にあると思っております。本日配付いただきました赤黒の - 1について、私から読み上げさせていただきますので、全面のスクリーンをごらんいただきたいと思います。

その後、この案につきまして御協議いただき、この場で正案まで作成したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず前文より入りたいと思っております。スクリーン、あるいはお手元の資料 - 1をごらんください。

「公共事業等審査会（以下「本審査会」という。）は、兵庫県知事から、平成23年2月23日に審査依頼を受けた兵庫県投資事業評価要領第2条第2号の継続事業に係る審議案件「西紀生活貯水池建設事業」（以下「西紀ダム」という。）及び「金出地ダム建設事業」（以下「金出地ダム」という。）の2件について慎重に審議を行った。

その結果、「西紀ダム」及び「金出地ダム」については、「継続」することが妥当と判断した。

事業の実施にあたっては、下記の審査会意見並びに個別事業毎の審査結果を十分に尊重し、整備効果の早期発現に向けた取り組みに努められたい。

### 記

今回の審議案件である西紀ダム及び金出地ダム（以下「両ダム」という。）については、国土交通大臣から平成22年9月28日付けの「ダム事業の検証に係る検討について」により兵庫県知事に対してダム検証の要請があった。

県では、両ダムの検証を進めるにあたり、ダム毎に設置した学識経験者・関係住民等を委員とする検討会議において、国から示された「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、これまで整備を進めてきたダム事業に河川改修を併せた案と、ダム事業を含まない代替案について比較検討し、パブリックコメントの結果も踏まえ、い

ずれも、ダム事業を含む案が、環境への影響は比較的大きいが、低コストで実現性が高く、早期に効果が得られることから最も有効な対策であると結論付けられた。

今回の再評価にあたっては、この検証結果を踏まえ、治水・利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）の目標を達成するための対策の一環として、両ダム事業の継続を妥当とした。ただし、両ダムの検討会議での意見にもあるとおり、事業実施時のみならず供用後においても適切な環境保全対策に取り組むことはもとより、ダムの整備効果を早期に発揮するため、重点投資による事業の着実な推進に加え、工事工程の精査などによるさらなる工期短縮に努められたい。さらに、ダム完成後は引き続き、河川整備計画で目標とする治水安全度の確保に向け、河川改修を推進されることを期待する。

なお、両ダムともに検討会議やパブリックコメントでは、ダムの早期完成に対する地域からの強い要望がある一方で、ダム建設に慎重な対応を求める意見もあることから、県民に対して両ダムの建設について、必要性や効果等をよりわかりやすく丁寧に説明し、一層の住民理解に努めるとともに、完成後もダムの果たす役割を広く一般に伝えることができるよう、見学会の開催などを通し、県民の意識啓発に取り組まれたい。」

以上が前文でございますので、ここまでにつきまして御意見、御質問をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 委員

1 ページ目の記の2 段落目、「県では、両ダムの検証を進めるにあたり」の文章でございますが、検討会議の構成員として、ここでは学識経験者・関係住民が全面的に出ておりますが、もう一つの非常に重要な構成員として県の関係者、あるいは河川管理者がおられますので明記しておいたほうがよいと思っております。あるいは、等に含まれるという、かなりインプリシットな表現にとどめるということであればそう理解をいたしますが、あえて学識経験者と関係住民だけを表に出す必要はないのではないのでしょうか。あるいは、主体は県でございますので、「学識経験者・関係住民等を委員として含む」、そういう言い方のほうがよろしいのでしょうか。

#### 会長

どうもありがとうございました。

いかがでございますでしょうか。この案を示してください。

#### 事務局

今、記載されております委員に加えまして、市・町の行政関係者も含まれております。

#### 会長

行政だけでよいのではという御提案ですか。

事務局

関係市町もおられるということです。

会長

では、等を入れますか。

事務局

等を入れていただければと思います。

会長

ただいま、事務局から、委員の御意見に対しまして、「県及び関係市町等を委員とする検討会議において」という文言に訂正されました。

御意見よろしいでしょうか。

「市町等を委員とする」はおかしいので、関係市町等からなる委員などもう少し違う文言でいかがでしょうか。「～等で構成される検討会議において」はいかがでしょうか。

委員

いいのですが、順番に敏感な方は、「なぜ学識経験者がはじめなのか」と思われます。主体はやはり県ではないのでしょうか。だから、先頭に県を持ってこられた方がよろしいのではないのでしょうか。

会長

「県では」というように県が主語になっているのでよろしいのではないのでしょうか。

委員

わかりました。

会長

このように修正させていただきます。どうもありがとうございました。

そのほかに御意見ございませんでしょうか。

委員

三つ目の段落ですか、「今回の再評価にあたっては」とあり、それから、「この検証結果を踏まえ」とあるのですが、この審査会としては、検討会議で取捨選択をされた意見を出されておりますが、その意見についてももう一度審査をしたということなのか、それをそのまま前提としてこの審議をやっているのかということが一つ問題になると思います。私は、検討会議の検討についてももう一度この会議で検討したということになるべきだろうと思うのですがいかがでしょうか。



そうだとすれば、今回の審査に当たっては、この検証結果を踏まえ、両ダムについて再評価をしたという書き方のほうが、もう一度この審査会で審査したということになり、そのほうがこの審査会としては、きっちり責任を果たしたということになるのですがいかがでしょうか。

会長

私個人の意見としては、屋上屋を架すことは議論をしたくないということがあり、検討会議は、治水計画、利水、それから正常流量、という三つの柱に関して詳細な検討をされていますので、検討会議の意見や結果を尊重するけれども、ダムに関しては、過去の経緯、例えばいつ公共事業等審査会で意見を出し、それがどのようなプロセスで現在に至ったのか、それに対してダムの検討会議の意見を参照しながら、独自の判断を加えていくことのほうがよいのではと思っております。これは、私個人の意見ですので皆様方の意見をお伺いしたいと思っております。

委員

パブコメにしても検討会についても、ここで提出された資料しか我々の判断基準はありませんので、検討会議での議論まで踏み込めない、そこまで理解できないという現実があるろうかと思しますので、この原案に対し審議するということがよいのではないかと考えております。

委員

それを踏まえというのは、「ダム＋河道改修案」とした意見を前提とするということになりますか。

会長

表現としては、「結果を踏まえ」という形にはなります。

委員

そうなのですが、やはりそういう検討会議の結果やその経緯とは関係なく公共審で審議をするということになると、審査会を何のためにやっているのかということになりはしないのですか。

会長

そのために、先ほど議題の2で、ダム検証会議でどんな議論が行われており、あるいはパブリックコメントではどのような意見が出ていて、あるいは検討会議の整理としてどんな答申案が出されたのかということについて、細かく御説明を伺うという仕組みをこの審議会に取り入れたということです。

委員

考え方は同じことではあるのですが、「踏まえ」と言ってしまうと、検討会議に全部任せたといいようなことになりはしないかと思います。

委員

今の御議論を伺ってしまして、私も委員のおっしゃることに関して、もう少し明瞭に「検討会議を踏まえて検討し」など、今のやりとりの中に出ておりましたお言葉をそのまま出されてはいかがかなと思います。実際にここに参加させていただきまして、大部の資料を見せていただき、当然、文字どおり検討会議の内容を踏まえながら検討させていただいて、やはりこの結論は、この委員名で出る以上は、判断したという責任が伴ってまいりますので、検討という文言を入れていただいたらいかがでしょうか。「踏まえて検討をし、」であるとよいのでは無いかと思います。

会長

まさには時間もかけて検討していることで、事実でありますので、いかがでしょうか。

委員

基本的なことなのですが、国土交通大臣が要請したダム検証のプロセスの中で、公共審というのはどういう位置付けだったのですか。

事務局

国の検証基準の中では、「検討主体、すなわち県でございますけれども、県は対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会、この場合は公共事業等審査会でございますけれども、事業評価監視委員会の意見を聞き対応方針を決定する」こうなっております。

委員

それでは、国に対する答えの中で、公共審の判断がこうでしたということは加わるわけですか。

事務局

はい、そうです。

委員

だから我々が審査会となるわけなので、矢面に立つのはこの審査会になるわけです。そういう意味では、検討会議を参考とし審査会で判断したという考えがよいと思います。

もう一つ、確認したいのですが、両ダムの環境保全対策に取り組むというところで、これは、重要なことは間違いのないのですが、ここで言うのは、ダムについて早期に事業を進めなさいというのが、問われている第一のことだと思いますので、考え方としては「期待

する」という、下から2行目のうしろに環境の問題について触れておくべきではないかなと思います。環境問題が大切なのはわかるのですが、我々聞かれているのは、この事業を続けるか続けないかを聞かれているわけですから、まずそれをこの中に書かなければいけないのではないかと思います。

会長

それは、はじめに我々の審議会の意見として記載しております。

委員

最初に書いてあるのですが、この「記」の中で、まずそのことについて重点的にどうするかを記載し、環境整備についても事業の推進をまず記載した上で、それに当たっては環境に配慮しなさいと書いておくべきではないかと思います。

会長

文章の組みかえの御意見が出ましたがいかがでしょうか。

「ただし」の後に事業の推進について記載し、環境のことはその次に書いてはどうかという意見でございます。

委員

本日の最初にご説明のあった、前回の審査会でいただいた主な御意見の3番目に、「環境が前面に表現されていないのが残念である」とありました。この審査会で二つの意見をばらばらに言っているとまとめようがございませんので、どちらかに決めていただくようにしていただければと思います。

委員

環境が大切ではないと言っているのではありません。この審査会の意見としては、問われている問題に対する答えとし、最初に「記」として記述しておくべきではないかなということをお願いしています。

会長

前回の三つ目の御意見でございますけれども、いろんな手法を絞り込んでいく段階で、最初に「環境」が落ちてしまっているということが少し問題ではないのかという御意見を委員からいただきましたので、その意見を3番目に記載していただいたということでございます。

したがって、「環境」は重要であるという御意見には違いないのですが、その手法・選定の段階で「環境」というキーワードが落ちていったということが、兵庫県としては非常に残念だという御意見をいただきましたので、そういうことも踏まえてこのような

案になりました。今日、委員からご意見が出ましたので、各委員の方々、文言の配置の問題でありますけれども、御意見をいただければと思います。

委員

今の御意見ですが、その前に「両ダムの検討会議での意見にもあるとおり」というのは、二つの前半と後半の両方にかかっているのでしょうか。検討会議では早く実現しなさいと書いていなかったように思いますので、ただし書きの後の「両ダムの検討会議での意見にもあるとおり」というところは少し違うのではないのでしょうか。

委員

これは、環境問題のことでしょう。

委員

それでは、環境問題と併せて後ろに回すとよいと思います。

会長

それでは、まず順序を入れかえる案を示してください。

「取り組むことはもとより」なのか、「取り組むとともに」なのかどちらでしょうか。

委員

「ともに」でもいいのかもかもしれませんね。

委員

文章切られたらいいのではないのでしょうか。

会長

一端切ってしまうのも一つありますね。

委員

環境のことは早期実現と並立されてこの報告書の中で一貫して言われていたので、前回、最初のところで環境が落ちていたので、印象がよくないのではないかと思った次第です。ですから、併記追加的なことを二つ一文で記載するよりも、一端切ったほうが明確に示されるのではないかと思います。

会長

そうですね、分けたほうがいいですね。これが分けた案でございますが、いかがでございますでしょうか。

これで委員が言われた文章を分けるということでよいかと思います。

何かありますか、よろしいでしょうか。

事務局

今の記述を見ますと、「さらなる工期短縮に努める」という今回の事業のことが書いてある後に環境が記載され、また後に河川改修が記載されているので、ハード、環境、ハードという順序になっています。ハード、ハード、環境という順序で、環境を最後にしっかりと行ったほうがより強調され、そのときに、ダムを検討会議でも意見があり、環境にも配慮してくださいというほうが、より委員の方々の御意見に沿った形になるのではないのでしょうか。

会長

このような意見が出ました、いかがでしょうか。

委員

私はこの報告書を見ていろいろ申し上げているのですが、環境と同時にダムの運用後という文言も入っています。

会長

この次のページの終わりのほうですね。

委員

環境保全と併記してダムの運用を入れてはどうですか。だから、メンテナンスに関する部分も環境と絡めて出てきているのが印象深かったので、環境保全だけになりますとどうでしょうか。

今、ハードとソフトのというご意見を頂いて、なるほどと思うのですが、ソフト面はメンテナンスという認識が入ってくると思います。メンテナンスと環境保全は相携えて行うべきことではないかという印象を持ちました。こちらのほうでは、「ただし」ではなく「なお」というのを使われています。「ただし」でもいいのですが、もっと積極的に言うのであれば「加えて」というのはどうでしょうか。

会長

「加えて」でしょう。

委員

ダム運用という言葉があります。

会長

ダム運用は、どちらかという環境保全対策のための一手法であるということになるのではないのでしょうか。

委員

こちらの金出地ダムの報告書、3ページの下のところ非常にコンパクトにまとめら

れた文言があるので、それを見ながら申し上げているのですが、総合評価でコンパクトにまとめられた文言が出ています。

委員

しかし、事業実施時はダム運用しないのではないのでしょうか。

会長

「対策や」の後に「ダム供用後においても」ではどうですか。

事務局

供用後のというのを入れてはどうかという御意見ですけども、その上のところに「事業実施時のみならず供用後においても適切な環境保全対策や」とありますので、「ダムの適切な運用による環境への影響の軽減」という案でいかがでしょうか。

会長

ダムの適切な運用による環境への低減対策とは具体的には何ができますか。

事務局

先ほどから、流水の正常の機能の維持で、湯水時のための整備が必要ということと、例えばダムの放流する水温を下流水温と同じように、例えば適切な深さから取水して放流するなど、そのような対策です。

会長

具体的に施策として実施可能な案を頭の中に思い浮かべとかなないと、文言だけが先に走るようで、実は何もできないということにならないようにしてほしいと思います。

委員

弾力的運用という言葉はよく入れられるのですが、まだ、具体的弾力的運用を考えられているわけではないので使いにくいですね。

会長

「適切な」の形容詞が入ってきましたので、かなり具体的にはわかるようになってきたと思います。

委員

「適切な」が二つ重なります。環境保全対策で適切でないのはないので削りましょう。

会長

このような案に落ちつきつつありますが、いかがでしょうか。

委員

環境への影響の低減というような部分も含めて環境保全対策だと思いますので、後ろを

切ってしまって、「環境保全対策に取り組まれたい」で、いいのではないかと思います。

委員

前文ですからあまり特定の手法についてまで、記載しないほうがよいと思います。

会長

これは前文ですので、環境保全対策としておいて、個別のところでは具体的に個別のダムの実情に応じたものの文言記載するという手は一つあると思います。

委員

そのように段落を立てていただいたらはっきりとした姿勢が示せるのではないですか。だから、短いですがよいと思います。

会長

このようにしていただいて、それで、個別のところでもまた御意見をいただくことにしましょうか。

事務局

記のところ、本文の二つ目の段落、「県では」という表記で始まる段落ですが、ここで最後の締めところが、「県では結論付けられた」という形になっておりますけども、これは、県が主体となって検討会議の御意見をお聞きして結論付けたということですので、「られ」をとって「結論付けた」としていただけないでしょうか。

会長

第三者の立場である審査会の答申では「られた」でもよいと思います。いかがでしょうか。

委員

審査会名で出される文書ですから、会長がおっしゃるとおりかと思いますが。

委員

「今回の再評価にあたっては」からが主体は審査会で、上までは検討会議ですね。

会長

そうです。状況説明です。

委員

状況説明といいますのは、検討会議に関する状況説明ですね。

事務局

はい。

委員

ということは「結論付けた」ではないですか。上の段落は、主語が、県が主催する検討会議ではないでしょうか。主語が明確ではないのでいろいろ理解がわかれてしまうのです。

委員

「県では検討会議を設置し」ですが、その当該検討会議がというようにしておかなくてはいけないのではないですか。

事務局

検討会議の御意見を踏まえて、県が結論付けられたということではあります。

委員

だから、上の段落は全部県の検討会議ですね。

事務局

はい。

委員

次の段落からこの審査会ですね。

委員

県は検討会議を置くという手法をとったわけですね。

委員

そうであれば「検討会議を設置し」という方が県がもっと主体的になるのではないですか。

委員

そうです。だから「設置し」として、「当該検討会議において」ということにするとよいのではないのでしょうか。

県としては我々のこの答申意見を受け、県が最後に決めるわけですね。

会長

「結論付けた」でも客観的表現で報告を受けているという形になります。

委員

検討会議と、主語が要ると思います。

委員

主語は検討会議ではないのですか。

委員

県は、県の方針として検討会議をまず設け、この検討会議はこう結論付け、審査会としてはそういうものを踏まえて結論を出したということですか。



事務局

検討会議として結論付けたということではなくて、検討会議を設置して、そこで委員の御意見をお聞きし、県が主体的に結論付けたという位置付けでございます。

委員

それでは審査会の意見が何も出てこないのではないのですか。

委員

検討会議で出した結論に対して審議させていただくという形の考え方でよろしいのではないですか。

委員

県の方針として、検討会議をまず作り、地元でいろいろな意見を言っていて、この意見も含めてこの審査会で結論を出し、その結論を知事に上げるわけですね。知事は、その意見を踏まえて最後の方針を出すということになるのではないのですか。

検討会議は国土交通省の手順に従って有効だと結論付けたわけですね。

事務局

いや、県が結論付けました。

委員

県は、検討会議での検討やその判断をもとに県として出された結論を原案とされ、その原案をこの審査会にお出しになったということですか。

委員

そうするとこの文章は少し違いますね。

委員

もっとわかるような文章にしておかなければいけませんね。

委員

そうですか。私は、検討会議の結果については、検討会議で結論付けたと思っていたのですが、県は既に結論を出しているわけですか。

事務局

検討して原案をそのように作成したということです。

会長

「結論付けた」というほうがわかりやすいのですが、審査会の立場としては、県がこのように結論付けているが、委員の方々はいかがですかというニュアンスで表現するとするならば、「られた」のほうがよいのではと私は思っていますが、事務局の方から異論が出

たので、これは困ったなと思っております。

委員

少し違う立場としておいたほうがよいのではないですか。

会長

独立して審査しますというイメージだったので、さっきのニュアンスは、この文章では入ってきません。

事務局

今、修正をかけております部分は、あくまで結論付けたのは県ですので、それを明確にするために、県では、２段落目の２行目に、審査会の会長の立場から見て、県がこういうことをしたと客観的に述べるという意味合いで、「県では設置し、これを踏まえ結論付けられた」という表現ではないかと考えております。

会長

事務局側から異論が出ましたけれどもこのままということによろしいでしょうか。

それでは、最後の段落、「なお」以降でございます。

よろしいでしょうか。それでは、前文はこれでよいということで、また、御意見ございましたら後からよろしくお願いいたします。

それでは、個別の案件に移りたいと思います。朗読させていただきます。

「 継続事業の審査結果について

#### 1 ダム事業

##### (1) 西紀生活貯水池建設事業 西紀ダム(篠山市)

当該事業は、滝の尻川沿川の洪水被害を防除し、河川環境の保全等に必要な維持流量の確保および既得かんがい用水等の安定化とともに、篠山市西紀中地区の安定した水道水源の確保を図るために実施するものである。

現在、西紀ダムは、用地買収が完了し、付替道路工事を進めているなど本体工事に着手する条件が整うとともに、地元市では、西紀ダムと同時に供用できるよう水道事業を進めており、ダム建設により整備効果の早期発現が可能となることから、事業を継続することは妥当である。

なお、事業を継続するにあたっては、ダム湛水などによる自然環境への影響を極力低減するため、事業中はもとより供用後についても、キンランなどの貴重植物の移植等による保全や、貯水池の貧酸素化の防止など水質環境に対する適切な対策を講じるとともに、付替道路の法面等の緑化に際しては、ブラックリスト(兵庫県の生物多様性

に悪影響を及ぼす外来生物リスト(2010)の選定種を持ち込まないなど在来種の保全に配慮されたい。

(2) 金出地治水ダム建設事業 金出地ダム(赤穂郡上郡町)

当該事業は、鞍居川沿川の洪水被害を防除し、河川環境の保全等に必要な維持流量の確保および既得かんがい用水等の安定化を図るために実施するものである。

現在、金出地ダムは、用地買収が完了し、付替道路工事を進めているなど本体工事に着手する条件も整っており、加えて、早期完成に向けた地域からの要望も極めて高く、ダム建設により整備効果の早期発現が可能となることから、事業を継続することは妥当である。

なお、金出地ダムが建設される周辺地域にはマヤランなどの貴重植物が数多く存在することから、事業実施時の対策はもとより、供用後も引続き、モニタリングの実施などによりこれら貴重植物の保全対策に努めるとともに、付替道路の法面等の緑化に際しては、ブラックリスト(兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト(2010))の選定種を持ち込まないなど在来種の保全に配慮されたい。」

以上でございます。御意見をよろしくお願いいたします。

委員

西紀ダムの下から4行目の赤のところ、「キンランなどの貴重植物の移植等による保全」とありますが、何の保全が書いてございませんので、これは、生態系の保全でしょうか。

委員

多分、これは個体の保全を言っているわけですね。

委員

「移植等による」を外したらどうでしょうか。手段はいろいろあるでしょうが、「キンランなどの貴重植物の保全」はどうでしょうか。

事務局

種の保全でいいのですか。

委員

いや、ここに書いている文章は、キンランなどの貴重植物があったとしたら、そういう貴重植物に関しては保全します、保全するときに一つの手法として移植等によるということを書いており、多分これは問題ないと思います。

ただ、全体として今までやってきたものほとんどが絶滅危機種の保全ということで進

んできたわけです。今までそれで進んできたので間違いないと思いますが、今の時代になると生物多様性の保全というような視点が入っているので、両方とも在来種の保全となっていますが、最後のところに、「生物多様性の保全に」ということで変えられたらよいと思います。個々の種だけではなく、生態系、それから遺伝的な多様性も含めた生物多様性の保全に配慮されたいという形にすると、貴重種だけではなくそういう生態系全体も配慮しましたということになるのではないかと思います。

会長

ほかに、いかがでございましょうか。

委員

全体の構成として、「記」があり、「継続事業の審査結果について」と書いてあり、2つのダム事業について記載されています。この下の2つの表現と上の記述とがどこでつながるのかということです。「継続事業の審査結果について」という言葉が要らないのかどうかよくわからないのですが、例えば「この検証結果を踏まえ検討し、両ダムについて次に述べるとおりに継続を妥当とした」とか、そのような言葉を入れておく必要があるのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

唐突にこの二つが出てくるので、この「記」とのつながりが無い。先の環境の話からしても、「次に述べるとおり」といったような言葉で、つなげておかないと、つながりが見つからないのではないかと思うのですが、いかがですか。

事務局

今の委員からの御指摘でございしますが、ここの一番上、「記」の上の2行、ここで、この「事業の実施にあたっては、下記の審査会意見」では、この「記」の以下のこの1ページの部分のことを言っております。「並びに個別事業毎の審査結果を」というのが、2ページ目のこの継続事業のそれぞれの審査結果の内容です。

委員

それはそうなのですが、「継続事業の審査結果」を書いてあるので、「記」以下の表現とうまくつなげるとははっきりとするのですがいかがでしょうか。

会長

タイトルとして「個別事業ごとの審査結果について」などにすると、最初の前文とつながりが出てくるのではないですか。

委員

現状で意味はつながるのだと思いますが、体裁がよくないということだと思います。

審査会意見も、個別事業ごとの審査結果も、下に書いていますという意味では、下記であることは一緒ですので、どのように体裁をつくられるのかということだと思っておりますが、下記としてしまうのであれば、審査会意見のところにもやはり「審査会意見」というタイトルが必要だと思いますし、「個別事業ごとの審査結果」、あるいは「審査結果について」というようなタイトルが必要だと思います。そうすれば、恐らく納得いかれるものになるのではないのでしょうか。

委員

従来の審査会の意見とは少し違いますね。

会長

「記」の部分が長いので、いつもとは違います。

委員

今のように考えていただければはっきりとします。

委員

今も出ましたけれども、これは、あくまで継続は妥当かどうかの審査会の意見を知事に返すわけですか。

知事は、ほかのダム以外の手段も含めて検討した結果、ダムを含む今の案が最適だという検討会議の意見を審査会も是とし、それが妥当だという判断を下したことをくみ取って、国に返すということですか。

会長

そういうことです。県の結論は結構だと、「記」に記載したわけです。

この審査会で最終的な判断を下していますので、責任は重くなる可能性はあります。

ほかにございませんでしょうか。

委員から出ておりました金出地ダムの件は、ここで書き込むことができるかどうか御検討をよろしく願いいたします。

委員

前文のところで書いていただいていますので、ここにあって盛り込むのは難しいかもしれないかと思えます。前文が両方にかかっているという判断をさせていただければよいかと考えております。

委員

金出地ダム周辺に関しましては、環境調査が非常に進んでいるということですので、後ろから4行目の「供用後も引続きモニタリング」というところに、「供用後も引続き、

これまでの継続検討結果を生かしたモニタリングの実施」というように入れられませんでしょうか。そのあたりは、他の委員の御意見もお伺いしたいです。

#### 委員

さきほども気になっていたのですが、私がいただいた環境保全措置の資料で、どのような調査、どのような保全対策をとってきたかということを見ると、平成18年でモニタリングをやめたということが出ているわけです。それで私はさきほど聞いたのですが、平成18年でやめて、今回またこういう検討したときに、昨年、今までの実施したまとめをされたのかどうかをお聞きしたのですが、これ見ると、平成18年度以降モニタリングを実施していないということになってしまっています。

ずっと継続的にやっている部分もあるのですが、ほとんどは終わってしまっているわけですね。だから、その辺はどうなのかということ、さきほどお尋ねしたのです。本来ならば、この検討会議やる前に1回ぐらいそういう調査をすべきだと思います。西紀ダムではそういう環境調査を実施し、前の結果と今回の結果と照らし合わせ、あまり変わっていないから問題ないということでした。こちらの金出地ダムは先行していますので、いろいろ植物を植えたりしているけれども、3年間あいていてもいいと思うのですが、植えた結果がうまくいったということを踏まえ、今までの環境保全対策は間違っていなかったのか、今後もそれを続けますという形が一番望ましいと思っておりますので、それをされたかどうかということをお伺いします。

#### 事務局

今、委員が言われましたように、検討会議の中で委員の方々に、今、御指摘がありましたように、今までしてきましたものの御報告と、その結果ある程度うまくいっている部分、うまくいっていない部分を御報告させていただき、今後もこれを継続していく予定です。確かに移植は大体三、四年ぐらい前に一通り終えて、状況を見ているというのが現在の段階でございます。ですので、引き続いてやっていきますということを検討会議の中でも御報告しております。

#### 委員

というのは、それについては、この資料の中に結果としては出ていなく、ここで終わってしまっているという形になっています。これは別に公開しているわけではないのですが、これ見ると18年度で全部終わったという形になってしまっています。

#### 事務局

その資料については、事前に委員に今回の説明について伺ったとき、そのような資料

がないかということで、本日お渡しさせていただいたものです。私ども、その資料については検討会議の中で、今、私が申しました今までの経緯、それから今後も引き続きやっていくということを資料として入れさせていただいております。

ページとしましては、緑色の冊子の下のページ4から9でございます。これが金出地ダムの点検ということで、今まで行っておりました環境保全対策の内容を御説明しますとともに、今後について、右の上の下線を引いているところでございますが、環境保全対策調整会議を組織しておりまして、学識経験者の方の御指導を受けながら今までやってきております。今後も引き続き継続して、貴重種の保全が継続されるように地元等とも連携をしてやっていくということを、会議の中でも御説明しております。

委員

はい、わかりました。

会長

ということは、この表現でよろしいですか。

委員

はい。

会長

ほかに御意見はございませんでしょうか。

委員

教えていただきたいのですが、今、この結果に関して1と2という形で明確になったのですが、一つ気になったのは、前文のところで「下記の審査会意見並びに個別事業毎の審査結果」という文言になっているわけですが、記の直後にある、前文に当たる内容は意見です。ということは、意見に書いてあればいいと私は申し上げたのですが、意見は承るが、物事は結果で進むということであれば、この結果の部分に「前文で記した意見を前提とした」という文言を入れていただきたいと思うわけです。そうではなく、意見も結果同等の扱いを受けるのであればそれは要らないのですが、いかがでしょうか。

事務局

基本的には同等で扱いさせていただいていますし、これからもそういう考え方でおります。

委員

であるとすれば、この形式で構いません。

会長

ほかにございませんでしょうか。

一つだけ気になる点ですが、県で出されましたダムの検証の検討による対応方針、資料 - 1 の 8 ページ、金出地ダムの中の留意事項の 3 番目でございます。

留意事項すべてがこの文言の中にフォローされていると私は理解したのですが、この総合的な治水対策に取り組むというのが、この対応方針の中で出されておりますが、それに対するフォローがこの審議会の中で、この文言の中で入ってきていないということなので、これはあえて入れなくていいのかなのかということについて、御意見をいただければと思います。

これは分かり切っていることなので記載しなくてよいということなのか、特出しをする必要があるのかということです。

事務局

総合治水対策につきましては、ここの留意事項の中で今後の大きい姿勢として、この鞍居川流域だけではなくて、千種川水系、あるいは県全体でこれから総合治水対策に取り組んでいこうという背景がございますので、そういう中で書かせていただいたということで、個別の審査の中には入ってなくてもよいと判断しております。

会長

はい、わかりました。ほかになにかございませんでしょうか。

委員

それと同じですけれども、西紀ダムに関しての の中で、今回、親水活動の場の創出があるのですが、それも同じように、反映されていましたか。またこれは追加費用として捻出されることになるのでしょうか。

事務局

費用の件については、できるだけ今の事業の中でできるように整備をしていきたいと考えておりまして、別途何らかの費用を投入して実施するということではなくて、事業の一環として、できるだけ安価で地元の利用に資するような整備をしていきたいということで考えさせていただきました。

それから個別の審査の意見でございますが、これにつきましても、留意事項ということで記載しておりますので、審査意見としては今のとおりでいいかなとは判断しております。

会長

はい、よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。



委員

最初の審査会意見のところでもよろしいですか。1点だけ気になるところがあります。

先ほど、「検討会議を設置し」と申し上げたのですが、やはりもとのとおりに、「ダムごとに設置した何々において」と戻していただいたほうがよいと思います。

というのは、このままですと、比較検討したのが県単独のように見え、あれだけ労力を費やして検討していただいた検討会議の努力が見えにくくなります。「ダムごとに設置した、何々で構成された検討会議において比較検討し」としていただいたほうが適切ではないかと思います。

会長

こういう修正の御意見出ました。このように訂正させていただきます。

全般を通してでも結構でございます、気になる点ございましたら積極的に御発言のほどをよろしくお願いします。

委員

細かいところですけども、審査会意見の3段落目「今回の再評価にあたっては」、その段落の2行目に「目標を達成するための対策の一環として」とあるのですが、ダム事業はまさに柱としますので、一環というのは何となく違和感があります。「対策として」というのはいかがでしょうか。

会長

これは、河道改修とダムと二つあるという意味を表しております。

委員

一環という表現は、何となく印象としては、他にいろいろあり、むしろメインがそちらにあるという印象です。このような表現で特に問題はないと思いますが、「対策として」という普通の表現でよいという感じがしました。

委員

一環の後に「両ダム事業」と書いてあるわけですが、これは、上で読み返しているの  
で、「事業」は要らないのではないのでしょうか。

会長

「両ダム」ということですか。

委員

そのように思います。両ダムの事業継続ですから。

会長

はい、そうですね。

一環という御意見も出ましたが、いかがでしょうか。

私はあえてダム検討会議とこの審査会を差別化したく、そういう意味で一環という言葉を入れさせていただきました。

委員

わかりました。

会長

よろしいでしょうか。

それでは、御意見も出ないようでありますので、これで確定ということにさせていただきたいと思います。

どうも長い時間ありがとうございました。本日の審査会はこれで終了したいと思います。議事の進行に当たりまして、大変長時間、委員の方々に御協力いただきましてありがとうございました。

#### 4 連絡事項

(事務局より今後の予定等について説明)

#### 5 閉会

土木局長挨拶